

広島県告示第十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定によって、次の水位周知河川について洪水浸水想定区域を指定する。

その指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を示した図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び河川課並びに広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成二十二年広島県告示第二百七十六号（浸水想定区域の指定）（一級河川江の川水系指定区間馬洗川、一級河川江の川水系指定区間上下川、一級河川江の川水系指定区間美波羅川、一級河川江の川水系指定区間北溝川及び一級河川江の川水系指定区間板木川に係る部分に限る。）は、廃止する。

令和二年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

洪水浸水想定区域を指定する水位周知河川

河川の名称		河 川 の 区 間		担 当 建 設 事 務 所
一級河川江の川水系指定区間馬洗川	右岸 左岸	三次市吉舎町吉舎川之内（戸張川合流点）から三次市南畑敷町（県管理区間下流端）まで	三次市吉舎町丸田（戸張川合流点）から三次市四拾貫町（県管理区間下流端）まで	
一級河川江の川水系指定区間上下川	右岸 左岸	三次市吉舎町上安田一三二一番地先から三次市向江田町（馬洗川合流点）まで	三次市吉舎町上安田一三二一番地先から三次市向江田町（馬洗川合流点）まで	〃
一級河川江の川水系指定区間美波羅川	右岸 左岸	三次市三和町（吉原川合流点）から三次市江田之内町（馬洗川合流点）まで	三次市三和町（吉原川合流点）から三次市塩町（吉原川合流点）まで	〃
一級河川江の川水系指定区間北溝川	右岸 左岸	三次市十日市町字成光一番二地先（成光池）から三次市十日市西（江の川合流点）まで	三次市十日市町字成光一番二地先（成光池）から三次市十日市西（江の川合流点）まで	〃
一級河川江の川水系指定区間板木川	右岸	三次市三和町（上板木川合流点）から三次市上志和地町（江の川合流点）まで	三次市三和町（上板木川合流点）から三次市下志和地町（江の川合流点）まで	〃